

# 関税法施行規則の一部を改正する省令について

## 1 経緯

千九百六十五年の国際海上交通の簡易化に関する条約（通称「F A L条約」）の締結に伴い、外国貿易船の入港手続の簡素化を行う。

## 2 概要

本邦の開港から出港した外国貿易船が、予定された計画に従って、出港した日の翌日から起算して14日以内に同一の開港に入港し、かつ、乗船している乗組員の氏名等に変更がない場合において、当該外国貿易船の船長が提出する乗組員氏名表への記載を省略できる事項を次のように定める。

- ・ 氏名、国籍、生年月日、乗員手帳の番号及び職名

### （参考）

#### F A L条約附属書2 . 6 . 3 標準規定

公的機関は、予定された計画に従って航行している船舶が十四日以内に少なくとも一回同一の港に再び寄港する場合であって、乗組員に変更がないときは、原則として、各寄港ごとに乗組員名簿の提出を要求してはならない。この場合において、当該船舶は、関係する公的機関が認める方法により変更がない旨の報告を提出する。

## 3 施行日

平成 17 年 11 月 1 日から施行。